キャピタル損害保険の現状 2026　別冊

ソルベンシー・マージン比率編

※本誌は、保険業法第 111 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
※本誌記載の金額やソルベンシー・マージン比率などの値は記載単位未満を切り捨てて表示し、割引率は記載単位未満を四捨五入して表示しています。

キャピタル損害保険株式会社

■ ソルベンシー・マージン比率の説明文

ソルベンシー・マージン比率とは

〇ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。

この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

〇2026 年 3 月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。

そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026 年 3 月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。

これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times １００$$

適格資本

保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。

純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれ、これらは「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて２つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本

将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。

保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

■ 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）　（単位：百万円、％）

区分（単体ベース）		2024年度末	2025年度末	増減
Tier1適格資本の額（B）－（C）	(A)	―	10,743	―
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	―	11,158	―
算入制限のないTier1資本調達手段の額		―	6,200	―
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		―	－	―
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		―	4,958	―
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	―	415	―
Tier2適格資本の額（E）－（F）－（G）	(D)	―	307	―
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	―	307	―
Tier2資本調達手段の額		―	－	―
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		―	307	―
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	―	－	―
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	―	－	―
適格資本の額（A）＋（D）	①	―	11,051	―
生命保険リスクの額	(a)	―	－	―
損害保険リスクの額	(b)	―	1,622	―
巨大災害リスクの額	(c)	―	2,085	―
市場リスクの額	(d)	―	422	―
信用リスクの額	(e)	―	472	―
オペレーショナル・リスクの額	(f)	―	263	―
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	―	－	―
分散効果の額	(h)	―	1,311	―
所要資本の額（税効果考慮前）（a）＋（b）＋（c）＋（d）＋（e）＋（f）＋（g）－（h）	(j)	―	3,555	―
所要資本の税効果の額	(k)	―	102	―
所要資本の額（税効果考慮後）（j）－（k）	②	―	3,453	―
ソルベンシー・マージン比率 ①／②		―	320.0	―

（注）「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

■ ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額　（単位：百万円、％）

要約（単体ベース）			
項　　目	イ	ロ	ハ
	2024年度末	2025年度末	増減
適格資本の額（A）	―	11,051	―
所要資本の額（B）	―	3,453	―
ソルベンシー・マージン比率（（A）／（B））	―	320.0	―

■ 適格資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

適格資本の額の構成		
項　　目	イ 2024 年度末	ロ 2025 年度末
Tier１適格資本の額（(B)－(C)）（A）	―	10,743
Tier１適格資本に係る基礎項目の額（B）	―	11,158
算入制限のない Tier１資本調達手段の額	―	6,200
算入制限のある Tier１資本調達手段の額	―	－
資本調達手段以外の Tier１適格資本の額	―	4,958
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	―	4,052
資本剰余金（Tier２適格資本に算入されるものを除く）の額	―	1,600
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	―	△285
その他の拠出金等の額	―	－
経済価値ベースの調整額	―	△407
Tier１適格資本に係る調整項目の額（C）	―	415
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額	―	70
繰延税金資産の額	―	268
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	―	64
他の金融機関等が意図的に保有している Tier１資本調達手段の額	―	－
自己の Tier１資本調達手段への投資の額	―	－
不適格再保険資産の額	―	11
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	―	－
Tier２適格資本の額（(E)－(F)－(G)）（D）	―	307
Tier２適格資本に係る基礎項目の額（E）	―	307
Tier２資本調達手段の額	―	－
算入制限のある Tier１資本調達手段の制限を超過した額	―	－
払込済み Tier２資本調達手段の額	―	－
払込未済の Tier２資本調達手段の額	―	－
資本調達手段以外の Tier２適格資本の額	―	307
Tier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	―	－
処分制約のある資産のうち Tier１適格資本から控除される額	―	－
Tier２バスケット（上限適用後）の額	―	307
Tier２適格資本に係る調整項目の額（F）	―	－
他の金融機関等が意図的に保有している Tier２資本調達手段の額	―	－
自己の Tier２資本調達手段への投資の額	―	－
Tier２適格資本への上限適用による控除の額（G）	―	－
適格資本の額（(A)＋(D)）	―	11,051

■ 所要資本の額の構成に関する事項　　（単位：百万円）

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項　　目	イ	ロ
	2024 年度末	2025 年度末
生命保険リスクの額（A）	—	－
損害保険リスクの額（B）	—	1,622
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	—	15
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	—	0
財物保険類似の商品に係るリスクの額	—	195
その他保険に係るリスクの額	—	1,552
巨大災害リスクの額（C）	—	2,085
巨大自然災害リスクの額	—	204
日本における地震に係るリスクの額	—	1
日本における風水災に係るリスクの額	—	191
日本における雪災に係るリスクの額	—	10
外国における巨大自然災害リスクの額	—	12
その他の額	—	－
その他の巨大災害に係るリスクの額	—	2,075
マネジメント・アクションの効果の額	—	－
市場リスクの額（D）	—	422
金利リスクの額	—	56
スプレッドリスクの額	—	11
株式リスクの額	—	－
不動産リスクの額	—	0
為替リスクの額	—	－
資産集中リスクの額	—	417
マネジメント・アクションの効果の額	—	－
信用リスクの額（E）	—	472
オペレーショナル・リスクの額（F）	—	263
マネジメント・アクションの効果の上限超過額（G）	—	－
分散効果の額（H）	—	1,311
所要資本の額（税効果考慮前）（(A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)）（J）	—	3,555
所要資本の税効果の額（K）	—	102
所要資本の額（税効果考慮後）（(J)－(K)）	—	3,453

（注）所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

■ 経済価値ベースのバランスシートに関する事項（単体ベース）

（2025 年度末）　　（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科　　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）
資産の部				
総資産	21,919	1,001	△1,492	21,428
現金及び預貯金	3,118	－	－	3,118
コールローン	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	15,722	－	△153	15,568
国債	7,130	－	△153	6,976
地方債	－	－	－	－
社債	8,591	－	－	8,591
株式	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	184	－	－	184
有形固定資産	12	－	－	12
土地	－	－	－	－
建物	3	－	－	3
リース資産	－	－	－	－
建設仮勘定	－	－	－	－
その他の有形固定資産	8	－	－	8
無形固定資産	70	－	－	70
ソフトウェア	70	－	－	70
のれん	－	－	－	－
リース資産	－	－	－	－
その他の無形固定資産	0	－	－	0
前払年金費用	91	－	155	246
繰延税金資産	1,361	－	△1,093	268
再評価に係る繰延税金資産	－	－		－
貸倒引当金	△0	－	－	△0
投資損失引当金	－	－	－	－
その他資産	1,358	－	△68	1,290
特別勘定等の資産	－	－	－	－
再保険回収額		1,001	△333	668

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科　　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額 (イ＋ロ＋ハ)
負債の部				
総負債	13,854	△2,500	△1,085	10,269
保険負債（保険契約準備金）合計	13,018	△2,093	△1,080	9,844
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				－
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）	9,533			9,557
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額				286
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	3,484	△3,484	－	－
非保険負債合計	836	△406	△5	425
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	－	－	－	－
その他の準備金	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－
社債	－	－	－	－
新株予約権付社債	－	－	－	－
退職給付引当金	99	－	△5	94
役員退職慰労引当金	－	－	－	－
その他の引当金	73	－	－	73
価格変動準備金	17	△17	－	－
金融商品取引責任準備金	－	－	－	－
繰延税金負債	－	－	－	－
再評価に係る繰延税金負債	－	－		－
未払法人税等	32	－	－	32
その他負債	615	△389	－	225
純資産の部				
純資産	8,064	3,501	－	11,158
株主資本合計	8,350	3,501	－	11,852
資本金	6,200	－	－	6,200
新株式申込証拠金	－	－	－	－
再評価積立金	－	－	－	－
資本剰余金	1,600	－	－	1,600
利益剰余金	550	－	－	550
規制上の準備金		3,501	－	3,501
(－)自己株式	－	－	－	－
自己株式申込証拠金	－	－	－	－
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）	△285	－	－	△285
その他有価証券評価差額金	△285	－	－	△285
繰延ヘッジ損益	－	－	－	－
土地再評価差額金	－	－	－	－
為替換算調整勘定	－	－	－	－
退職給付に係る調整累計額	－	－	－	－
株式引受権	－	－	－	－
新株予約権	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
経済価値ベースの調整額				△407

（注）1．経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニの定めにより、令和 7 年金融庁告示第 74 号及び令和 7 年金融庁告示第 75 号に準拠して作成しています。

2．継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

3．経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

Ⅰ．資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券についても時価に評価替えをしています。

Ⅱ．再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

Ⅲ．繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を減算しております。

② 当社は、資産の評価において、プロポーショナリティ原則として考慮した項目はありません。

③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションとして考慮した項目はありません。

④ 当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントとして考慮した項目はありません。

(2) 負債の評価方法

① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

Ⅰ．経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

ⅰ．認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ⅱ．将来キャッシュ・フローの見積り

ａ．契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。

ｂ．将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類別に見積もっています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在

推計の測定に反映しております。

ⅲ．割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、当社においてはトップバケット、ミドルバケットに分類することができる保険契約ポートフォリオが存在しないため、すべての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
日本円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

ⅳ．MOCE

将来各年度の推計所要資本は令和7年金融庁告示第74号第三十条第二項に定める方法に基づき計算しています。

Ⅱ．負債の部に計上される金融商品等

該当事項はありません。

② 当社は、負債の評価において、インフレ率について、原則的な取扱いは年限区分ごとのイールド・カーブの設定方法と整合的な設定であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に全期間一律としております。

プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションとして考慮した項目はありません。

④ 当社は、負債の評価において、エキスパート・ジャッジメントとして考慮した項目はありません。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4．経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5．経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1) 会計上の見積りに関する事項

① 経済価値ベースの保険負債

Ⅰ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額　9,844百万円

Ⅱ．会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ⅰ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記３．(2)負債の評価方法に記載のとおりです。

ⅱ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記３．(2)負債の評価方法に記載のとおりです。

ａ．損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

ｂ．割引率に関する前提

（2）会計上の見積りの変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

6．特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

7．重要な後発事象

該当事項はありません。

■ 外国証券の種類別差異調整に関する事項

（2025 年度末）　　（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）
外国証券	－	－	－	－
国債	－	－	－	－
地方債	－	－	－	－
社債	－	－	－	－
株式	－	－	－	－
その他	－	－	－	－

（注）本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

■ 保険負債の商品別差異調整に関する事項

（2025 年度末）　　（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCE の額を除く）
保険負債	9,533	1,001	△670	△696	389	9,557
生命保険契約等	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	9,533	1,001	△670	△696	389	9,557
未経過責任に係る保険負債	2,412	962	△1,135	△93	389	2,535
財物保険類似	82	784	△7	2	－	862
自動車保険類似	0	－	△0	0	－	0
賠償責任保険類似	28	－	△15	0	－	13
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	294	176	△82	△0	168	556
その他保険	2,005	1	△1,029	△95	221	1,103
既経過責任に係る保険負債	7,120	38	464	△602	－	7,021
財物保険類似	24	5	0	3	－	34
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	287	19	29	△1	－	334
その他保険	6,808	14	434	△605	－	6,652
再保険回収額	－	1,001	△303	△30	－	668
生命保険契約等	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	－	1,001	△303	△30	－	668
未経過責任に係る保険負債	－	962	△301	△28	－	632
財物保険類似	－	784	△261	△25	－	497
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	176	△33	△3	－	139
その他保険	－	1	△6	0	－	△5
既経過責任に係る保険負債	－	38	△1	△1	－	35
財物保険類似	－	5	△0	0	－	5
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	19	△0	△0	－	18
その他保険	－	14	△1	△1	－	11

■ ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

（2025 年度末）　　（単位：百万円、%）

感応度分析（単体ベース）								
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利 50 ベーシス・ポイント 上昇	円金利 50 ベーシス・ポイント 下降	米ドル金利 50 ベーシス・ポイント 上昇	米ドル金利 50 ベーシス・ポイント 下降	円金利ＵＦＲ 50 ベーシス・ポイント 下降	株式・不動産 10%下落	為替 10%円高
ソルベンシー・マージン比率	320.0	9.9	△10.0	－	－	0.0	△0.0	0.3
適格資本の額	11,051	117	△123	－	－	0	△0	0
総資産	21,428	△64	68	－	－	△0	△0	△0
保険負債の額（MOCE を除く）	9,557	△176	185	－	－	△0	－	－
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額	286	△4	5	－	－	△0	－	△0
非保険負債の額	425	－	－	－	－	－	－	－
純資産の額	11,158	117	△122	－	－	0	△0	0
所要資本の額	3,453	△68	72	－	－	△0	△0	△3
市場リスクの額	422	△0	0	－	－	△0	△0	0

■ ソルベンシー・マージン比率の計算(単体ベース)に用いられた前提及び手法に関する事項

(2025 年度末)

1．子会社株式に係る特例手法の適用

該当ありません。

2．現在推計の額の計算に係る前提及び手法

(1) 割引率

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、当社においてはトップバケット、ミドルバケットに分類することができる保険契約ポートフォリオが存在しないため、すべての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。

主な通貨	適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
日本円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

(2) 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに、将来トレンドも考慮して設定しています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積もっています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

(3) 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

該当ありません。

3．所要資本の額の計算に係る前提及び手法

(1) マネジメント・アクション

所要資本の額の計算において、マネジメント・アクションの効果を考慮した項目はありません。

(2) リスク削減手法

所要資本の額の計算において、再保険によるリスク削減効果を認識しております。

(3) 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

(4) 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

(5) 内部モデル手法の適用

該当ありません。

(6) 内部割引率手法の適用

該当ありません。

4．ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

上記2.及び3.に記載した事項のほかに、ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた重要な前提及び手法に関する事項はありません。

■ 単体ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

（2025 年度末）

単体ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」）から独立した単体ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及び単体ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。

検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。

検証責任者の選任に当たっては、単体ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。

また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。

取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。